

2教総総539号

令和2年5月28日

各都立学校長
庁内各部長
多摩教育事務所長
教育庁各出張所長
各事業所長

殿

東京都教育委員会教育長
(東京都教育庁新型コロナウイルス感染症対策本部長)

藤田 裕司
(公印省略)

「新型コロナウイルス感染症対策と学校運営に関するガイドライン（都立学校）
～学校の「新しい日常」の定着に向けて～」の策定について（通知）

新型コロナウイルス感染症の対応については、令和2年5月25日付2教総総第518号「新型コロナウイルス感染症対策における「緊急事態宣言」の解除に伴う都立学校の対応について（通知）」により、感染症防止に向けた万全な対策とともに、学校再開に向けた準備を行うようお知らせしたところです。

この度、都立学校における段階的再開の具体的な段取りや感染症対策予防の具体的内容、教育活動に係る運営方法、感染者が出た場合の対応等をまとめた「新型コロナウイルス感染症対策と学校運営に関するガイドライン（都立学校）～学校の「新しい日常」の定着に向けて～」(以下「本ガイドライン」という。)を策定しましたので、送付いたします。

各学校におかれましては、本ガイドラインに基づき、徹底した感染症予防と児童・生徒等の健やかな学びの保障との両立に取り組んでいただきますようお願いいたします。

なお、本ガイドラインの送付に伴い、令和2年3月26日付31教総総第2731号「都立学校における教育活動の再開準備について（通知）」によりお知らせした「都立学校版感染症予防ガイドライン（新型コロナウイルス感染症）」は廃止します。

記

1 学校の段階的な再開

本ガイドラインI2(2)「段階的な教育活動の再開」における分散登校の実施期間は以下のとおりとし、段階を踏んで実施する。

I期 5月中

II期 6月1日(月)以降

5月中に、令和2年5月25日付2教総総第518号により定めた登校日を全ての学年又は一部の学年において実施していない場合は、I期で定める分散登校を実施した後、II期を開始するものとする。

III期 6月15日(月)以降(おおむね2週間を予定)

2 その他

- (1) III期終了後、公共交通機関が混雑する時間を避けた時間帯となるよう、始業・終業時刻を検討するとともに、「3つの密」を避けることに配慮した教育活動となるよう工夫すること。
- (2) 今後の感染状況によっては、I期～III期の各段階が延長又は戻ることも含め取扱いが変更となる場合があり、その場合には別途通知する。

(担当)

【教育活動について】

指導部高等学校教育指導課

電話 03(5320)6845

指導部特別支援教育指導課

電話 03(5320)6847

都立学校教育部特別支援教育課

電話 03(5320)6753

【感染症予防策の徹底について】

都立学校教育部学校健康推進課

電話 03(5320)6877

【教職員の服務について】

人事部職員課

電話 03(5320)6792

【教職員の自宅勤務・休暇について】

人事部勤労課

電話 03(5320)6801

【ガイドラインについて】

総務部教育政策課

電話 03(5320)6713

【その他本通知に関すること】

東京都新型コロナウイルス感染症対策

本部事務局(教育庁総務部総務課内)

電話 03(5320)6718

事 務 連 絡
令和 2 年 6 月 5 日

都立学校 御中

教育庁指導部指導企画課体育健康教育担当

分散登校期間（Ⅲ期）の部活動の実施に関する基本的な考え方について

分散登校期間における部活動については、令和 2 年 5 月 28 日付 2 教総総第 539 号「新型コロナウイルス感染症対策と学校運営に関するガイドライン（都立学校）～学校の『新しい日常』の定着に向けて～の策定について（通知）」において、Ⅲ期から実施すること等をお示ししたところです。

この度、新型コロナウイルス感染症対策を講じながら、生徒の体力や健康及び技能等の状況を踏まえ、安全を最優先した部活動の実施に関する基本的な考え方について、別添のとおりとりまとめましたので、お知らせします。

各学校におかれましては、生徒の安全を確保した上で、バランスのとれた心身の成長を育む部活動に向け、年間の活動計画を見直すなどして、段階的に取り組んでいただきますようお願いいたします。

[担当]

教育庁指導部 主任 指導 主 事 田村 砂弥香
同 指導企画課統括指導主事 中村 美咲
同 指導企画課指導主事 楠本 祐也
電 話 03-5320-6887

1 段階的な部活動の開始

(1) 活動計画の作成及び見直し

- 「東京都教育委員会 運動部活動の在り方に関する方針（平成 30 年 8 月改定）」及び「東京都教育委員会 文化部活動の在り方に関する方針（平成 31 年 3 月策定）」に基づき作成する年間の活動計画並びに毎月の活動計画等について、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための留意事項を加えるとともに、生徒の体力や健康及び技能等の状況を踏まえ、安全を最優先して段階的な活動計画を作成及び見直す。
- 生徒の体力や健康及び技能等の状況を踏まえるとともに、東京アラート等を参考にするなどして、生徒の安全を確保するため、適宜、活動日・活動時間・活動内容等の見直しを行う。
- 特に、第 1 学年の生徒については、体力や健康状況等に配慮して、部活動開始の時期や参加の有無を検討する。
- 段階的な活動内容については、令和 2 年 5 月 1 日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた保健体育科年間指導計画見直しのための参考資料等の送付について」（教育庁指導部指導企画課）に示した「個人や少人数で密集せず距離を取って行うことができる運動例」等を参考にし、て検討する。

(2) 活動日及び時間等

- 令和 2 年 5 月 28 日付「新型コロナウイルス感染症対策と学校運営に関するガイドライン【都立学校】」（東京都教育委員会）で示されている登校日数及び在校時間の範囲内で、校内において設定する。また、週休日及び休日の活動は行わない。
- 8 月までに予定されている合宿については、令和 2 年 4 月 9 日付事務連絡「臨時休業解除後の教育活動の検討に当たって」（教育庁指導部高等学校教育指導課）のとおり、延期もしくは中止する。

(3) 生徒・保護者の理解

- 部活動を実施する場合は、部活動の日時や実施内容をあらかじめ生徒や保護者に周知するとともに、生徒の自主的・自発的な参加を尊重する。

2 新型コロナウイルス感染症対策の徹底等

(1) 生徒の健康状態の把握

- 日頃より、部活動を行う前には、顧問等による健康観察はもとより、生徒に自らの体調管理を確実に実施させる。
- 特に、今年度は、健康診断が未実施の場合が想定されるため、日常的な健康観察や保健調査票の活用等により生徒の健康状態の把握に努めた上で、活動時間や内容及び強度等を検討する。

(2) 施設・設備、用具・器具の安全点検

- 部活動で使用する施設・設備、用具・器具は、季節等によっても状態に変化が生じることがあることから、安全点検については、日常的、定期的、計画的、臨時的に確実に実施する。また、臨時休業に伴い、施設・設備、用具・器具を一定期間使用していないため、顧問等と生徒が共に、部活動実施前に確実に安全点検を行う。

(3) その他

- 運動不足の生徒がいることが考えられるため、生徒の怪我防止には十分に留意する。また、生徒に発熱等の風邪の症状が見られる時は、部活動への参加を見合わせ、自宅で休養するよう指導する。
- 基本的な技能を身に付ける活動や体力トレーニングから開始し、当面、身体接触を伴う活動や向かい合って発声する活動など飛沫感染のおそれのある活動を控える。
- 更衣室や部室及び教室を更衣等で使用する際は、定期的に換気するとともに、生徒を小グループに分けて短時間の利用とし、生徒が密集した状態とならないよう工夫する。
- 使用する用具等は、使用前に消毒を行うとともに、生徒間での使い回しは極力避ける。
- 生徒の健康・安全の確保のため、生徒だけに任せるのではなく、顧問等が活動状況を適宜確認する。
- 活動場所については、可能な限り屋外で実施することが望ましい。ただし、気温が高い日などは、熱中症に注意する。体育館や特別教室及び教室など屋内で活動する場合は、こまめな換気や消毒液の使用（消毒液の設置、生徒が手を触れる箇所の消毒）を徹底する。
- 屋内においては、特に、長時間の利用を避け、十分な身体的距離を確保できる少人数による利用とする。また、多数の生徒が集まり呼気が激しくなるような運動や大声を出すような活動等は避ける。
- 運動部活動においては、マスクの着用は必要ないが、感染リスクを避けるため生徒の間隔を十分に確保する。文化部活動においては、活動内容に応じてマスクを着用して活動するが、熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は、適宜、マスクを外す。
- 学校が定める在校時間の中で、合理的でかつ効率的・効果的に活動し、部活動終了後は、速やかに帰宅する。

3 その他

(1) 熱中症事故の防止

- 学校再開直後の体がまだ暑さに慣れていない段階で、暑くなり始める時期を迎えることが予想されるため、上記2(1)と併せて、令和2年5月29日付2教指企第312号「熱中症事故の防止について(通知)」(教育庁指導部指導企画課体育健康教育担当)に基づき、事故防止の徹底を図る。

(2) 部活動指導員等の外部の人材への対応

- 部活動指導員等の外部の人材に対して、学校における感染症対策の内容について理解させ、その徹底を図る。
- 部活動指導員が初回の勤務日の職務に当たる前に、サービスの宣誓及び宣誓書へ署名を行うとともに、令和2年5月19日付「第1回部活動指導員研修会の書面開催に係る資料の送付について」(教育庁指導部指導企画課体育健康教育担当)に基づき、各学校において研修を実施する。